

1. はじめに♪

皆さんこんにちは。知的財産の 「永遠の 吟遊詩人 (!)」こと 弁理士の中川浄宗です。

新年度に入って1カ月がたち、皆さ んも新しい職場や環境に慣れてきたこ ろでしょうか? この春から知的財産 に関する業務に就かれた方も多くい らっしゃることと思います。

そこで、本稿では、特にそういった 方に知的財産法の基本をご理解いただ くため、今回から数回にわたって、主 な「知的財産法」の「保護対象」につ いて、ご説明しましょう。

中川先生、今回は本誌のタイト ルでもある「発明」について説 明していただけるんですね。

知財のことなら新入生に絶対負けた くない女子高生の知明です。

図1 発明の要件

- ①「自然法則を利用したもの」 であること
- ②「技術的思想」であること
- ③「創作したもの」であること
- ④ 「高度のもの」であること



確か、発明は特許法2条1項に その定義がありましたな。

図1のように、発明の定義は、4つ の要件から構成されています。この4 つの要件を全て満たさないと、特許法 上の発明に該当しないわけです。

新入社員には早くも煙たがられてい るメーカー知財部長の法雄です。

2. 自然法則の利用♪

① 自然法則の利用とは?

/ 第1の要件は、「自然法則を利 ✔ 用していること」です。

「自然法則」とは、自然界において 生じるさまざまな現象の間に成立して いることが、経験的に見いだされる一 般的な原則のことです。そして、その 「利用」とは、なんらかの自然法則を 利用することで一定の技術的な作用効 果を発揮することをいいます。

そうすると、全ての物体はお互 いに引き寄せる力を及ぼし合っ ているとする「万有引力の法則」のよ うな自然科学上の法則は、もちろん自 然法則に該当しますな。

それに、法則としての名称がな くても、自然界で一定の原因に より一定の結果を生じることが分かっ ているものは、自然法則に該当します。 例えば、「水は高い所から低い所へ流 れる」といった各種の自然現象です。

▲/ 一方、人間の知能的または精神 ✔ 的な活動そのもの、あるいはそ ういった活動から生み出された各種の 法則は、自然法則に該当しません。

そうすると、足し算なら「α+ $\beta = \beta + \alpha$ 」が成り立つといっ たように、計算の順序を変えられると いう交換法則のような「学問上の法則 | は、自然法則に該当しませんね。

また、似た者同士は集まりやす いといった類似性の法則のよう に、「心理法則」も自然法則に該当し ませんな。私と知明さんも……。

全然似ていませんよ! それ に、相手より先に取り札を取っ た者を勝者とするカルタのルールのよ うに、「ゲームやスポーツのルール」 といった人為的な取り決めも、自然法 則に該当しませんよね。



② 自然法則を利用していないもの

/ 第1の要件を満たしていないた ✔ め、発明とはいえないものには、 次のようなものがあります。

まず、あくまでも自然法則を利用し ていることが必要ですから、自然法則 ・・・・・・・・・・それ自体では発明に該当しません。

次に、自然法則に反するもので す。例えば、永久に運動を続け られるという永久機関は、自然法則で あるエネルギー保存の法則などに反す るため、発明に該当しませんね。

/ それに、先ほどのような自然法 ✓ 則以外の法則のみを利用するも のも、発明に該当しません。

例えば、知的財産高等裁判所の平成 25年3月6日の判決「偉人カレンダー 事件 では、図2のような偉人に関す る情報を併記したカレンダーについ て、ユーザーがこれを毎日見ることで、 偉人に関する知識を自然に習得できる という効果は、人間の心理現象による 効果にすぎず、自然法則を利用するも のではないと判断されています。

図2 偉人カレンダー事件



③ 自然法則の利用に関する諸問題

さて、第1の要件について、皆 ✔ さんに注意していただきたい点 が3つあります。まず、自然法則は、 これを結果として利用していれば十分 ・・・ であるということです。

つまり、発明者は、自然法則に ついて、正確かつ完全に理解し ている必要はないし、誤った理解をし ていてもよいということですな。

妣 でも法雄さん、それはあくまで も発明に該当するか否かを判断 する際の話であって、自分の発明を正 確に理解していないことで、適切な出 願書類を作成できないといった他の不 利益を被るおそれはありますよ。

/ また、自然法則を利用したとい ■ うためには、そのアイデア全体 として自然法則を利用していなければ なりません。

ですから、アイデアを構成する要素 のなかに、自然法則を利用していない 要素があっても、アイデア全体として みたときに、自然法則を利用している ならば、それは発明に該当します。

例えば、カルタの試合で早く取 り札を取るための「練習用カル タ | として、「相手より先に取り札を 取った者を勝者とするカルタ競技にお いて、読み札が読まれたときに、読み 札に対応する取り札が発光する照明装 置を備えた練習用のカルタ札」の発明 は、どうなるでしょうか?

う~ん、最近流行の漫画をダシ にした例ですが、前半の「相手 よりも先に取り札を取った者を勝者と する | のは、人為的な取り決めですか ら、自然法則に該当しませんな。

一方、後半の「取り札が発光する照 明装置 は、物理的な仕組みですから、 自然法則を利用しているといえます。

この練習用のカルタ札の主眼 は、後半の「照明装置」を備え ることでカルタを素早く取る練習がで きる点にあり、前半はカルタのルール を補足的に説明しているだけですか ら、アイデア全体としてみれば、自然 法則を利用しているわけですね。

反対に、アイデアを構成する要 素のなかに、自然法則を利用し ている要素があったとしても、アイデ ア全体としてみたときに、自然法則を 利用していなければ、それは発明に該 当しません。

先ほどの例でいえば、「読み札 に対応する取り札が発光する照 明装置を備えた練習用札を用いたカル タの練習において、どの取り札が発光 したのかを素早く見分ける方法」は、 どうなりますかな?

う~ん、前半の「照明装置」は、 自然法則を利用していますが、 後半の「どの取り札が発光したのかを 素早く見分ける方法|は、人間の知能 的な活動であって、自然法則を利用し ていませんね。

このアイデアの主眼は、後半の 「どの取り札が発光したのかを 素早く見分ける方法」の点にあります から、アイデア全体としてみれば、自 然法則を利用していませんな。

/ そのとおりです。最後に、アイ ✓ デアを構成する要素の一部に、 自然法則に反する要素が含まれている ものも、発明に該当しません。

つまり、先ほどの永久機関その ものはもちろん、永久機関を動 力源(部品)に用いる自動車も、発明 ではないということですな。

④ ソフトウエアの取り扱い

さて、自然法則を利用している ✓ か否かが特に問題になるのが、 「ソフトウエア関連発明」です。

ソフトウエアを利用するアイデア も、その原則的な取り扱いは、これま でに説明してきたものと同じです。

ただし、特にビジネスやゲームを行 う方法などについて、ソフトウエアを 利用するアイデアは、その取り扱いに 注意してください。

図3 ソフトウエアの取り扱い

- ・購入者に与えたポイントの数値とその 氏名がインターネットを通してサーバー (コンピュータ) に入力されるステップ1、
- ・サーバーが購入者の氏名に基づいて顧客 リストに記憶されたそのメールアドレス を取得するステップ2、
- ・サーバーが与えたポイントの数値を顧客 リストに記憶された購入者のポイントに 加算するステップ3、
- サーバーがポイントを与えたことをメー ルで購入者に通知するステップ4から構 成されるサービスの方法。

このようなアイデアは、ソフトウエ アによる情報処理が、ハードウエア資 源(コンピュータやその部品など)を 使って具体的に実現されていれば、自 然法則を利用しているといえます。

う~ん、ちょっと分かりにくい ですな。例えば、「オンライン ショップで商品を買った人に、その金 額に応じてポイントを付けるサービ ス | について、考えてみましょう。

このようなビジネスの方法自体は、 先ほどの人為的な取り決めですから、 自然法則を利用していませんな。

/ そのとおりです。でも、そのよ ✔ うなビジネスの方法に関するア イデアであっても、図3のようにソフ トウエアを利用するアイデアとして構 築すれば、どうでしょうか?

ナルホド~、商品を買った人に ポイントを付け、そのことを購 入者に通知するための一連の情報処理 がコンピュータを使って行われていま す。このように構築すれば、自然法則 を利用しているといえるわけですね。

3. 技術的思想♪

第2の要件は、「技術的思想」 であることです。

「技術」とは、一定の目的を達成す るための具体的な手段をいいます。技 術であるためには、同一の条件であれ ば同一の結果が得られるという「反復 可能性 | を備えることが必要です。

ただ、反復可能性は、その結果 を再現できる確率 (再現率) の 高さを要求するものではありません。

ですから、たとえ再現率が低くても、 確実にその結果が得られれば反復可能 性は認められますね。

御木本幸吉氏が発明した真珠の養殖 法(特許2670号)は、最初、加工し た真珠貝の1~2%からしか真珠を採 れなかったというのは有名な話です。

/ さて、「思想」とは、抽象的な ✔ 観念のことですが、あくまでも 技術的思想ですから、一定の目的を達 成するための具体性も必要です。

ですから、22世紀から来たネコ型 ロボットが出してくれる発明品のよう に、願望が示されているだけで、課題 を解決する具体的手段が示されていな いと、技術的思想とはいえません。

技術的思想ではないものとし て、まず、カルタの試合で取り 札を素早く取る方法といった「技能 | がありますね。技能は、個人の訓練に よって習得する能力であって、先ほど の反復可能性がないからです。

次に、テレビ画面に映し出され る映画作品の映像のように、「情 報の単なる提示」があります。

絵画や彫刻といった「単なる美的創 造物」も同様ですが、これらはあくま でも芸術作品としての特徴があるので あって、何か技術的な特徴があるわけ ではないですからな。



逆にいうと、情報の提示に技術 的な特徴があれば、発明に該当 する可能性があるわけですね。

例えば、カラオケの画面に歌詞を映 写するとき、曲の進行にあわせて、歌 うべき箇所の色を変えながら映写する というアイデアなら、ユーザーにとっ て自分がどこを歌っているのか分かり やすいという技術的な作用効果を発揮 しますから、発明に十分該当します。

/ 最後に、課題を解決するための ✔ 手段は示されているものの、そ の手段では明らかにその課題を解決で きない発明があります。

例えば、東京高等裁判所の昭和52 年11月30日の判決「コースロープ用 フロート事件 では、図4のようなプー ルのコースロープ用フロートに溝を付 け、泳者の泳ぎから生じる波を吸収し、 泳者のスピードアップを図るというア イデアについて、この程度の小さな溝 では波を吸収できず、泳者のスピード アップも図れないと判断しています。

4. 創作性♪

第3の要件は、「創作性」があ ✓ ることです。創作とは、人間が その精神的な活動を通じて、新たに何 かを創り出すことをいいます。

図4 コースロープ用フロート事件



つまり、新種の動植物を見いだ したといったように、既に存在 しているものを見つけ出す発見は、発 明に該当しないわけですな。

そのとおりです。創作性の有無 が特に問題になる発明として、 用途発明と生物関連発明があります。

「用途発明」とは、物の特定の性質 を利用し、その性質を専ら利用する発 明のことです。用途発明は、その物の 備える未知の性質・属性を見いだすこ と、そしてそれらを一定の課題を解決 するために用いる創作的な活動が行わ れることで成立します。

東京高等裁判所の昭和57年6 月22日の判決「塵埃処理方法 事件 では、流動する砂の層の中に砂

よりも重い物を投入すれば、投入した 物は砂の層の下へと沈むことは、自然 現象であり、それを見いだしただけで は発明に該当しないとされています。

でも、このような自然現象をゴミの 焼却分別方法に応用して、紙や木材と いった可燃性の軽いゴミは、砂の層の 中で燃焼させ、土砂や金属といった不 燃性の重いゴミは砂の層の下に沈めて から排出するというアイデアは、発明 に該当すると判断していますね。

さて、「生物関連発明」とは、 🦳 微生物や動植物といった生物学 的な材料から構成される物、あるいは そういった生物学的材料を生産する方 法などに関する発明のことです。

先生、微生物を例にすると、先 ほどの話では、天然に存在して いる微生物を見つけ出しただけでは、 創作性は認められないのですよね。

そのとおりです。しかし、その 微生物以外にさまざまな物が混 ざっている天然物から、それだけを人 の手で取り出した微生物には、創作性 が認められます。それを取り出すため の工夫などがなされているからです。

おわりに♪

あれっ先生、今回はここでおし まいですか? まだ、発明の4 つ目の要件や発明の種類についてお話 しされていない気がします。

それらは、実用新案法が保護し ✔ ている「考案」と比べながら勉 強すると理解しやすいので、次回の「考 案とは?」で説明しましょう。

さ~て、次回は、考案の要件、 発明と考案の種類、両者の違い の3本です。次回もまた見てください 日曜夕方のアニメですよ……)。

中川 淨宗(Kiyomune Nakagawa)

中川特許事務所 所長/弁理士

2006年に弁理士試験合格後、特許事務所を 開設し、知的財産の実務に携わりながら、 専修大学および東海大学の講師も務める 知的財産法を分かりやすく伝えたいとの想いから、知的財産法のウェブ漫画も制作している。下記URLからご覧いただける。

〒231-0006 神奈川県横浜市中区南仲通3 -35横浜エクセレントⅢ 1€045-651-0236 URL: http://www.ipagent.jp/introduction E-mail: customer@ipagent.jp